

山梨県私立高等学校等授業料減免事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、私立高等学校及び専修学校高等課程（以下「私立高等学校等」という。）における奨学と保護者負担の軽減を図るため、私立高等学校等に在学する生徒で経済的理由により修学が困難である者に対し、当該私立高等学校等の設置者が、その負担を軽減するため授業料の減免を行った場合、それに相当する額の全部又は一部について予算の範囲内で補助するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、私立高等学校等を設置する学校法人とする。

(定義)

第3条 この要綱において「経済的理由により修学が困難である者」とは、県内の私立高等学校等に在学する生徒のうち、その保護者が、県内に住所を有し、生活の困窮程度が次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が適当と認める者をいう。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 地方税法（昭和25年法律第266号）の規定により道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者
- (3) その他災害等特別の事由により、前2号又は道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が85,500円未満である者に該当すると見込まれる者。
なお、道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が85,500円未満である者が、その他災害等特別の事由により、前2号に該当すると見込まれる場合も本号を適用する。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 この補助金の補助対象経費は、前条各号のいずれかに該当する生徒に対し、当該生徒が在学する私立高等学校等の設置者が行った授業料の減免額とする。ただし、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める私立高等学校等における授業料の減免額は、就学全期間を通じて74単位の科目の履修に係る額を限度とする。

2 補助額は、生徒1人当たりの月額授業料減免額（生徒が就学支援金等（高等学校就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第1項の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）及び山梨県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱（以下「学び直し支援金交付要綱」という。）第1条の山梨県私立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）をいう。以下この要綱において同じ。）の支給を受けた場合にあつては、その授業料の月額から当該生徒に係る月ごとの就学支援金等の支給額を控除した額を限度とする。）又は別表1に定める額のいずれか低い額に減免月数を乗じた額とする。ただし、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める私立高等学校等にあつては、生徒1人当たりの授業料減免額（生徒が就学支援金等の支給を受けた場合にあつては、その履修する科目の授業料の合計額から当該生徒に係る1年度当たりの就学支援金等の総支給額を控除した額を限度とする。）又は別表2に定める額のいずれか低い額とする。

3 私立高等学校等の設置者が、経済的理由により就学が困難である者が法第4条に規定する就学支援金の受給資格の認定又は学び直し支援金交付要綱第5条に規定する学び直し支援金の受給資格の認定のいずれも受けていない期間について、当該生徒の授業料の減免を行った場合の経費については、第1項の規定にかかわらず本補助金の補助対象経費から除外する。

(補助事業者の徴すべき書類)

第5条 補助事業者は、保護者から、あらかじめ授業料減免申請書及び関係書類を提出させ、事業完了後に授業料減免確認書を徴するものとする。ただし、授業料減免申請書及び関係書類については、就学支援金等にかかる受給資格認定申請書又は収入の状況に関する届出書に関係書類を添付したものをもちえて代えることができる。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により補助金交付申請書

(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 授業料減免事業計画書(第2号様式)
- (2) 学則
- (3) 保護者からの授業料減免申請書及び関係書類の写又は就学支援金等にかかる県からの交付決定通知の写(授業料の減免を行う生徒を判別できるようにしたもの)
- (4) 前各号のほか知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする

- (1) 補助金の額に変更をもたらす内容の変更をしようとする場合においては、事業計画変更(中止又は廃止)承認申請書(第3号様式)をあらかじめ知事に提出して承認を受けること。
- (2) 補助金の交付を受けた者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間保管すること。

(補助金の交付)

第8条 補助金は事業完了後、実績報告書に基づき、補助金の額を確定し交付する。ただし、知事が必要と認めたときは、(概算払)請求書(第4号様式)により概算払の請求をすることができる。

(実績報告書)

第9条 規則第12条の規定による実績報告書(第5号様式)には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 事業実績書(第6号様式)
- (2) 授業料減免決定通知書(写)

(3) 授業料減免確認書（写）

(4) 前各号のほか知事が必要と認める書類

附 則

この要綱は、昭和63年度から施行する。

附 則

第4条を一部改正し、平成元年4月1日から施行する。

附 則

第4条を一部改正し、平成3年4月1日から施行する。

附 則

第4条を一部改正し、平成6年4月1日から施行する。

附 則

第4条を一部改正し、平成9年4月1日から施行する。

附 則

第4条を一部改正し、平成12年4月1日から施行する。

附 則

第4条を一部改正し、平成16年4月1日から施行する。

附 則

第4条を一部改正し、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年9月12日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月14日から施行し、平成24年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年8月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用の日前から引き続き高等学校等（高等学校就学支援金の支給に関する法律第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する生徒等に係るこの要綱の適用の日以後の第3条の「経済的理由により修学が困難である者」及び第4条の補助対象経費及び補助額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年8月9日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

なお、この要綱の適用の日以前の第3条の「経済的理由により修学が困難である者」については、なお従前の例による。

別表 1

該当事由	生徒 1 人当たりの額 (月額)
第 3 条第 1 号又は第 2 号に該当する者	4, 8 3 3 円
第 3 条第 3 号に該当する者	2 9, 5 8 3 円から就学支援金等の支給額を控除した額 又は 1 9, 8 0 0 円から就学支援金等の支給額を控除した額で知事が定める額

別表 2

該当事由	生徒 1 人当たりの額 (年額)
第 3 条第 1 号又は第 2 号に該当する者	2, 3 4 2 円を履修する期間とした月数で除した額を生徒が履修する科目のすべての単位について合算した額に減免月数を乗じた額
第 3 条第 3 号に該当する者	1 4, 7 3 2 円を各科目を履修する期間とした月数で除した額を生徒が履修する科目のすべての単位について合算した額から就学支援金等の支給額を控除した額又は 9, 6 2 4 円を各科目を履修する期間とした月数で除した額を生徒が履修する科目のすべての単位について合算した額から就学支援金等の支給額を控除した額で知事が定める額に減免月数を乗じた額